

令和6年8月26日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局子ども未来企画課

担当：竹口

電話：972-3025

児童手当の拡充について

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づく児童手当の制度改正により、令和6年10月分から児童手当の支給対象が拡大しますので、申請手続きなどをお知らせします。

記

1 制度改正の概要

- ・支給対象となる子どもの年齢を「中学校修了まで（15歳年度末まで）」から「高校生年代まで（18歳年度末まで）」に延長
- ・所得制限の撤廃
- ・第3子以降の手当月額を15,000円から30,000円に増額
- ・第3子以降加算のカウント対象となる子どもの年齢を「18歳年度末まで」から「22歳年度末まで」に延長
- ・支払回数を年3回から隔月の年6回に増加

2 制度内容の比較

区分	拡充後 (令和6年10月分以降)	拡充前 (令和6年9月分まで)
支給対象	高校生年代までの子ども (18歳年度末まで) ※1	中学校修了までの子ども (15歳年度末まで)
所得制限	所得制限・所得上限なし	・所得制限限度額未満 → 本則給付 ・所得上限限度額未満 → 特例給付 ・所得上限限度額以上は支給対象外
手当月額	・3歳未満 第1・2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～高校生年代 第1・2子：10,000円 第3子以降：30,000円	・3歳未満（本則給付） 一律：15,000円 ・3歳～小学校修了まで（同上） 第1・2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生（同上） 一律：10,000円 ・特例給付 一律：5,000円
第3子以降 加算の要件※2	22歳年度末まで	18歳年度末まで
支払期月	6回（偶数月）	3回（2月、6月、10月）

※１：１８歳年度末までとは、１８歳到達後最初の３月３１日までの間にある子をいう。

※２：第３子以降の加算対象のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、２２歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

（例）２４・２２・１８・１５歳の子を養育している方の場合

→２２歳を第１子、１８歳を第２子、１５歳を第３子とカウントする

３ 制度改正の対象者

（１）児童手当を受給していない方（新規対象者）

想定されるパターン	申請
① 所得限度額超過のため支給対象外となっている方	必要
② 高校生年代の子どものみを養育している方	必要
③ 高校生年代の子どものみが入所している施設の設置者	必要

（２）児童手当を受給している方（増額対象者）

想定されるパターン	申請
④ 一定の所得以上のため特例給付を受けている方	不要
⑤－１ 支給要件児童（※）として認定されている高校生年代の子どもと中学生以下の子どもを養育している方	不要
⑤－２ 支給要件児童として認定されていない高校生年代の子どもと、支給要件児童として認定されている中学生以下の子どもを養育している方	必要
⑥ 現行でも第３子以降の加算対象となっている方や新たに第３子以降の加算対象となる方（⑦に該当する場合を除く。）	不要
⑦ 新たに第３子以降加算のカウント対象となる１８歳年度末を経過した後２２歳年度末までの子どもがいる方	必要
⑧ 既に施設等受給資格者である方で、その委託等されている子どものうち、高校生年代の子どもがいる施設の設置者	必要

※支給要件児童とは、本市において児童手当の支給対象や第３子以降の加算対象として把握している子どもをいう。

４ 申請手続

（１）児童手当を受給していない方

ア 申請案内

申請が必要と思われる方へのご案内として、８月２６日（月）に以下に該当する対象世帯へ申請書類を発送します。

- ・令和6年度「児童手当現況届」の審査の結果、所得上限を超過したことにより受給資格を喪失した方
- ・過去に児童手当を受給していた方のうち、年齢超過や所得超過により受給資格を喪失した方
- ・住基情報に基づき、中学校卒業後から18歳年度末までの子どもを養育している方（世帯主）

※対象世帯は、7月20日時点の情報を基に抽出。（別途、7月21日以降に上記の対象世帯に該当した場合は、9月以降に申請書類を発送します。）

イ 受給対象者

名古屋市内に住所を有し、18歳年度末までの子どもを養育している方（父母等のうち所得が高い方）

※日本国籍がなくても、名古屋市に住民登録されており、在留資格があれば受給できます。

※公務員の方は職場でご確認ください。

（2）児童手当を受給している方

10月31日（木）に制度改正後の支給額がわかる通知を発送します。

通知に記載の金額等を確認していただき、養育状況等と相違がない場合は手続き不要です。上記3制度改正の対象者（2）⑤ー2、⑦に該当する方など、相違がある場合は手続きが必要です。

（3）申請期間

令和6年9月2日（月）から令和7年3月31日（月）まで

（4）申請書類の提出先

「児童手当拡充対応」担当（「児童手当制度改正」コールセンター）

- ・郵送にて受付を行います。
- ・申請書類はコールセンターへお申し出いただければ郵送します。また、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。
- ・申請書類に同封してある返信用封筒にて提出していただければ切手不要です。

※令和7年2月27日（木）（予定）までとなります。これ以降は、区役所・支所において受付を行います。

（5）支払期月

拡充後の初回支給は令和6年12月に10月分・11月分の2か月分を支給します。

※申請期間内に受付した方については、遡って10月分から支給します。

5 児童手当制度改正コールセンター

開設期間	令和6年8月1日（木）～令和7年2月28日（金）		
電話番号	052-890-1362	FAX 番号	052-559-1694
受付時間	平日 9:00 から 17:15 まで		

<日曜窓口実施日のコールセンター開設>

区役所・支所の日曜窓口の実施日に合わせて、上記コールセンターにおいて問い合わせ対応を行います。

- ・開設日：8月11日、9月15日、10月13日、11月10日、12月1日
- ・受付時間：9:00から正午まで